

認知症サポーター養成講座

★介護保険課 ☎ 251722

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守る「応援者」です。私たちができる支援を一緒に考えてみませんか。

①児玉地域

日時 7月13日(金)
午後1時30分～3時(受付 午後1時～)
会場 児玉公民館(アスピアこだま内)

②本庄地域

日時 7月25日(水)
午後1時30分～3時(受付 午後1時～)
会場 はにぼんプラザ活動室E

※駐車場に限りがありますのでなるべく乗りあわせでご来場ください。

《①②共通》

講師 小林 良 氏
(キャラバンメイト・認知症ケア専門士)
定員 ①②各30名(先着順)
費用 無料
申込 6月11日(月)から電話で介護保険課(市役所1階)へ



みんなで防ごう 高齢者虐待

虐待を止めることは、高齢者を守るとともに、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

虐待に気づいたら下記にご連絡ください

- ・本庄市役所介護保険課 ☎ 251722
- ・本庄西地域包括支援センター
本庄市社会福祉協議会 ☎ 27088
- ・本庄東地域包括支援センター安誠園
☎ 26262
- ・本庄南地域包括支援センターシャローム
☎ 29580
- ・児玉地域包括支援センター ☎ 31545

本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議
市では、「本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、高齢者に対する虐待の防止のための方策や支援について話し合っています。



高齢者虐待に気づいたら
通報することが義務です

地域包括支援センター

～地域の高齢者の身近な相談窓口～

★介護保険課 ☎ 251722

地域包括支援センターは、市内に4か所あり、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面で支援を行っています。

地域包括支援センターではこんな業務を行っています

○総合相談・支援：介護、福祉などの悩みや相談に、専門職が対応します。相談内容に適したサービスの紹介等、問題解決のための支援をしています。
○権利擁護：安心して暮らせるために、さまざまな権利を守ることに努めています。成年後見制度の紹介、虐待の相談や早期発見・防止などの対応、消費者被害に対応します。
○介護予防ケアマネジメント：自立した生活が送れるように、健康づくりや介護予防のお手伝いをします。要支援に認定された方や、基本チェックリストで事業対象者と判定された方のケアプランを作成し、介護予防サービスが受けられるように調整を行います。
○包括的・継続的ケアマネジメント：みなさんを支える地域のケアマネジャーの支援のほか、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりを努めています。

担当地域

- 本庄西地域包括支援センター**
本庄市社会福祉協議会
所在 本庄市銀座1-1-1
☎ 27088
- 本庄西地域** 千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂(照若町)・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井
- 本庄東地域包括支援センター安誠園**
所在 本庄市小和瀬1-6-6
☎ 26262
- 本庄東地域** 本庄・東台・日の出・寿・朝日町(台町)・(諏訪町)・(本町)・鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手
- 本庄南地域包括支援センターシャローム**
所在 本庄市今井1-2-5-1
☎ 29580
- 本庄南地域** 南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西

富田・四方田・今井・共栄・いまい台

- 児玉地域包括支援センター**
所在 本庄市児玉町金屋1-3-0-1
☎ 31545
- 児玉地域全域**
※()は、通称名地区になります。

認知症地域支援推進員を配置しています

認知症は特別な病気ではなく、私たち自身や家族、身近な周囲にも起こりうる病気です。今後、高齢化に伴い認知症の増加が見込まれます。「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。市では、認知症に対する支援体制の強化を図るため、「認知症地域支援推進員」を4か所の地域包括支援センターに1名ずつ配置しています。

認知症地域支援推進員の業務

・認知症の人やその家族への支援

・みなさんに身近な病気として認知症を理解していただく活動
・認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援

生活支援コーディネーターを配置しています

高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療、介護のサービスだけでなく、地域における生活支援や介護予防のサービス(生活支援等サービス)が必要です。市では、生活支援等サービスの体制を整備するため、市全域を単位とする「生活支援コーディネーター(地域支援合い推進員)」を1名配置してきました。
4月からは、これに加えて、日常生活圏域を活動範囲とする4か所の地域包括支援センターに1名ずつ生活支援コーディネーターを配置しています。